

(仮称) 常磐自動車道南相馬鹿島サービスエリア周辺開発に関する
基本計画策定及び PPP-PFI 導入可能性調査業務委託に関する公募型
プロポーザル募集要項

1 目的

福島県浜通り北部に位置する南相馬市は、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故により甚大な被害を受けました。その結果、市内人口は震災前と比較して約 2 割減少 ((H23) 66,542 人⇒(R3) 58,226 人) するとともに、高齢化率は 10.3 ポイント上昇 ((H23) 27.2%⇒(R3) 37.5%) するなど、市の活力が大きく減少しています。

一方、常磐自動車道南相馬鹿島サービスエリア（以下「鹿島 S A」という。）の利活用拠点施設として市が整備し、平成 27 年に供用開始となった「セデッテかしま」は、オープン以来年間平均 100 万人以上の来場者数を維持し、令和 2 年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により一時来場者数が減少したものの、令和 4 年度にはこれまでで最多となる年間 136.7 万人を記録しました。現在要望中の常磐自動車道の 4 車線化が実現すれば、更なる来場者数の増加が期待されるところです。

このセデッテかしまの優れた集客力を地域経済に波及させるべく、鹿島 S A 周辺の開発を検討しているところであり、その根幹をなす基本計画の策定及び公民連携の可能性を探る調査業務について委託するものです。

2 業務概要

(1) 業務の名称

(仮称) 常磐自動車道南相馬鹿島サービスエリア周辺開発に関する基本計画策定及び PPP-PFI 導入可能性調査業務委託

(2) 業務の内容

「(仮称) 常磐自動車道南相馬鹿島サービスエリア周辺開発に関する基本計画策定及び PPP-PFI 導入可能性調査業務委託仕様書」による。

(3) 予定契約期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(4) 委託契約上限額

21,450,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 業者選定までの予定

受託事業者の選定までのスケジュールは、以下のとおり予定しています。

項目	日程
実施要領の公表	令和 5 年 10 月 2 日（月）
参加申込みの受付	令和 5 年 10 月 2 日（月）から 令和 5 年 10 月 16 日（月）午後 5 時必着
入札参加申請の受付 ※名簿未登録業者のみ	参加申込みの受付期間に同じ ※詳しくは「13 入札参加申請受付に関する 事項について」を参照のこと。
参加資格の有無の回答期限	令和 5 年 10 月 20 日（金）
質問書の受付	令和 5 年 10 月 2 日（月）から 令和 5 年 10 月 10 日（火）午後 5 時必着
質問書への回答期限	令和 5 年 10 月 13 日（金）
企画提案書の受付	令和 5 年 10 月 2 日（月）から 令和 5 年 11 月 1 日（水）午後 5 時必着
ヒアリング及び プレゼンテーション審査	令和 5 年 11 月 7 日（月） ※実施時間については個別に連絡
入札契約審査会 （審査結果報告及び審議）	令和 5 年 11 月上旬
候補者選定結果の通知	令和 5 年 11 月中旬
契約締結	令和 5 年 11 月中下旬

4 公募要件（プロポーザル参加資格要件）

参加しようとする事業者は、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とします。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- （2）令和 5・6 年度南相馬市入札参加有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録してある者においては、南相馬市有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成 21 年南相馬市告示第 14 号。以下「指名停止に関する要綱」という。）に定める指名停止要件に該当しないものであること。
- （3）名簿に登録していない者においては、参加申込みの受付までに入札参加資格申請の受付を行ったものであること。
- （4）公告日以後に指名停止に関する要綱に基づく指名停止又は指名回避を受けている期間がないこと。
- （5）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き又は民事再生

- 法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き中の者でないこと。
- (6) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納している者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。
- (8) 本公告に示した業務を確実に履行できる者であること。

5 質問書の受付及び回答

- (1) 質問書の様式
「様式 5 質問書」を使用してください。
- (2) 質問先
「14 担当課（問合せ先）」に同じ。
- (3) 質問の方法
件名を「プロポーザル質問（南相馬鹿島 S A 周辺開発）」とし、電子メールにてお願いします。また、電子メール送信後に電話により受信確認を必ず行ってください。
- (4) 質問の受付期間
令和 5 年 10 月 2 日（月）午前 9 時から 10 月 10 日（火）の午後 5 時まで
- (5) 質問への回答方法
令和 5 年 10 月 13 日（金）までに電子メールにより回答する。
- (6) その他
- ①審査委員の役職や氏名に関する質問には、一切応じません。
 - ②他の参加事業者に関する質問には、一切応じません。
 - ③審査の経過及びその内容に関しての問合せ、審査結果に対する異議申し立てには、一切応じません。

6 参加申込み

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を提出し申し込んでください。提出の受付時間は平日の午前 9 時から午後 5 時までとします。

- (1) 提出書類
- ① 参加申込書（様式 1）
 - ② 会社概要書（様式 2）及びパンフレット等（パンフレット等がない場合は不要）
 - ③ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）および定款の写し
 - ④ 業務実績一覧（様式 3）
 - ⑤ 業務の実施体制（様式 4）

- ⑥ 過去2期分の決算書または事業報告書（収支状況が分かるもの）
- ⑦ 税の完納証明書（写し可。ただし、提出日前3カ月以内発行のもの）
- ⑧ 入札参加資格申請書受理票（写し）
- (2) 提出期限
令和5年10月16日（月）午後5時（必着）
- (3) 提出部数
各1部
- (4) 提出先
南相馬市鹿島区地域振興課（鹿島区役所2階）
- (5) 提出方法
持参又は郵送
※ 提出場所に持参もしくは郵送してください（宅配便も可）。
郵送（宅配便）の場合は、申込期限までに到着したものに限り受け付けます。
郵便事故等による申込期限内の未到着について、市は責任を負いません。
※ 提出する際は、外封筒の表に「南相馬鹿島SA周辺開発等プロポーザル参加申込書在中」と朱書きしてください。

7 参加資格

- (1) 参加資格の有無について
本プロポーザルに参加申し込みいただいた方には、「公募型プロポーザル方式参加資格確認通知書」を令和5年10月20日（金）までに通知します。
- (2) 説明請求について
参加資格を満たさないと判断された方は、市に対して参加資格がないと判断した理由について、令和5年10月23日（月）までに書面（様式は自由とする。ただしA4判とする）により説明を求めることができます。
市は、説明を求められた際には、令和5年10月25日（水）までに、説明を求められた方に対し、書面により回答します。
なお、参加受付後に「4 公募要件（プロポーザル参加資格要件）」の要件を欠く事案が発覚した際には、当該事業者のプロポーザルへの参加を取り消すものとします。

8 企画提案書の提出

- (1) 提出期限
令和5年11月1日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

提出場所に持参もしくは郵送してください（宅配便も可）。

郵送（宅配便）の場合は、申込期限までに到着したものに限り受け付けます。郵便事故等による申込期限内の未到着について、市は責任を負いません。

(3) 提出先

「14 担当課（問合せ先）」に同じ。

(4) 提出書類（正本1部、副本（コピー）10部）

①企画提案書【表紙】（様式6）

②企画提案書（任意様式）

ア) 前提条件

・仕様書に記載の内容を十分に理解した提案としてください。

イ) 提案内容（テーマ）

・仕様書「5 業務の内容」の記載事項に関する具体的な提案事項について（任意様式）

・業務実施体制（仕様書「6 実施体制」に留意し、配置予定人員や打合せ回数等に関して想定される具体的内容等）について（様式4）

・その他仕様書記載の業務内容に関する提案事項について（任意様式）

※必須とする提案事項

【提案1】鹿島SA（セデッテかしまを含む。）の地域活性化における位置づけ

鹿島SAのポテンシャルをどのように考え、今回の開発事業により南相馬市、ひいては福島県浜通りの活性化にどのように結び付けていけるかについて記載してください。特に、既存の中心市街地との共存及び鹿島SA利用者の誘導についての考え方について提案してください。

【提案2】コンセプトの検討手法

鹿島SAを含めた周辺地域開発に当たっての基本コンセプトの検討手法について提案してください。

【提案3】地元事業者との連携手法

市としては本計画の策定作業を通して、地元事業者の本プロジェクトへの参加意欲の醸成及び将来的に開発後のエリアにおいてプレーヤーとなる地元事業者の育成を図りたいと考えているところ、基本計画策定段階における地元事業者との連携手法について提案してください。

ウ) 留意事項

・企画提案書は全てA4判としてください。

・表紙を除く全ページに通し番号を付けてください。

- ・審査基準（別紙２）を意識して作成してください。

③業務スケジュール（任意様式）

- ・契約予定日（令和５年１１月中下旬）から業務終了（令和７年３月３１日）までのスケジュール概要を提示してください。
- ・様式は任意としますが、Ａ４判で１枚程度としてください。

④見積書及び見積内訳書（任意様式）

- ・見積書は各事業者の任意様式により、税込総額にて作成してください。
- ・人件費や諸経費の別が分かる見積内訳書を必ず添付してください。なお、人件費についてはランク別単価や工数が分かるように記載してください。
- ・見積書の宛名は「南相馬市長」としてください。
- ・見積書には事業者名を記載し、押印してください。

⑤提出書類の調製方法

- ・提出書類を提出する際には、正本・副本ともにホッチキス等を使わず、クリップやクリアファイル等を用いてください（簡単にバラバラにできる状態で提出）。

⑥その他

上記書類に補足する資料等がある場合には、併せて提出してください。なお、必要に応じて市が追加で書類の提出を求めることがあります。

９ 受託候補者の選定

（１）審査体制

提出された企画提案については、「（仮称）常磐自動車道南相馬鹿島サービスエリア周辺開発に関する基本計画策定及び PPP-PFI 導入可能性調査業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において審査を実施し、本業務に最も適していると認められる事業者を受託候補者として選定します。

（２）審査方法

企画提案書をもとに、プレゼンテーション（提案者による企画提案書の説明）及びヒアリング（委員会からの質疑等）を実施します。

※応募事業者が５社を超える場合には、企画提案書提出後、選定委員会にて書類審査による第一次審査を実施し、プレゼンテーションを実施する事業者を選定させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

(3) プレゼンテーション実施概要

① 実施予定日

令和5年11月7日(火)

※変更となる場合あり。決定後改めてお知らせします。

② 会場

南相馬市鹿島区役所(南相馬市鹿島区西町一丁目1番地)

③ 実施概要

- ・プレゼンテーション等の参加人数は1事業者あたり3名までとします。
- ・プレゼンテーションにおける説明は、本業務の主担当として配置予定の方が行ってください。
- ・1事業者あたりの持ち時間は50分とし、説明時間は30分、質疑応答は20分程度とします。
- ・プレゼンテーション等のためのプロジェクター及びスクリーンは市が準備しますが、パソコン及びその他必要となる機材は提案者が準備してください。
- ・プレゼンテーション等に使用する資料は、事前に提出された書類のみとし、当日配布は認めません。
- ・当日のタイムスケジュールについては、対象事業者に対し別途通知します。

(4) 審査基準

企画提案に対して「別紙2 審査基準」に基づき審査を行います。

(5) 受託候補者の選定

審査の結果、最も合計点が高い事業者を受託候補者とします。

最も合計点が高い提案者が複数の場合は、見積金額が最も低い提案者を受託候補者とします。

見積金額も同額であった場合には、評価委員の評決により受託候補者を選定します。

選定に当たっては、評価員の平均評点において100点満点中60点以上を獲得することを条件とします。なお、提案者が1社の場合においても同様です。

(6) 審査結果の通知

審査結果については、全提案者に対し書面により通知します。

1.0 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とします。

- (1)「4 公募要件(プロポーザル参加資格要件)」を満たさなくなった場合
- (2)提出書類に虚偽の記載があった場合

- (3) 提出書類が本要項で定める方法等に適合しない場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

1.1 契約の締結等

- (1) 受託候補者に契約を締結できない何らかの事由が発生した場合は、プロポーザルにおいて次点以下となった参加者のうち、評価が上位であった方から順に当該業務についての交渉を行うことができるものとします。
- (2) 受託候補者に決定した事業者は、企画提案書をもとに市と契約締結のための仕様確認等の協議を行ったうえで、改めて見積書を提出していただきます。なお、見積額は原則として提案書の提案価額の範囲内を条件とします。
- (3) 上記(2)による協議に基づき、契約書を作成し、契約の締結を行います。

1.2 留意事項

- (1) 本提案に要する費用は、全て提案者の負担とします。
- (2) 提出書類で用いる言語は日本語とし、通貨単位は日本円としてください。
- (3) 書類提出後の提案書等の修正や変更は一切認めません。ただし、やむを得ない理由により修正や変更が必要となった場合において、市が認めた場合はこの限りではありません。
- (4) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合には、「様式7 参加辞退届」を提出してください。
- (5) 本企画提案への参加及び不参加を問わず、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）は、本業務の目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはなりません。
- (6) 企画提案書について情報公開請求があった場合は、南相馬市情報公開条例（平成18年南相馬市条例第22号）に基づき、提出書類等を公開することがあります。ただし、参加事業者が事業を営む上で、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報については、この限りではありません。
- (7) 市は、提出された書類等について、必要に応じて無償で使用するができるものとします。
- (8) 提出された書類等は、いかなる理由によっても返却しません。
- (9) 名簿に登録していない者の入札参加申請の受付方法については、「1.3 入札参加申請受付に関する事項について」を参照してください。

1.3 入札参加申請受付に関する事項について

(1) 申請に必要な書類及び申請方法

申請においては、「入札参加資格審査申請の手引（物品・役務の提供）」を確認の上、申請書類を「(5) 申請の担当課及び問合せ先」まで郵送にて提出してください。

「申請書」及び「申請の手引き」については、市ホームページよりダウンロードしてください。

(2) 申請受付期間

令和5年10月2日（月）から令和5年10月16日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(3) 申請受付時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）

(4) 申請に関する留意点

申請の際には、「(仮称)常磐自動車道南相馬鹿島サービスエリア周辺開発に関する基本計画策定及びPPP-PFI導入可能性調査業務委託に関する公募型プロポーザル」に関する申請書提出である旨を明記してください。

(5) 申請の担当課及び問合せ先

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地
南相馬市総務部財政課契約係（南相馬市役所本庁舎3階）
電話：0244-24-5225 FAX：0244-24-5214

1.4 担当課（問合せ先）

〒979-2392 福島県南相馬市鹿島区西町一丁目1番地
南相馬市鹿島区地域振興課
電話：0244-46-2110 FAX：0244-46-5684
メール：k-chiikishinko@city.minamisoma.lg.jp